

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 1 月 19 日付け高広第 13285 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「平成 15 年 11 月 28 日の市長定例記者会見のうち記者との質疑応答の部分の一切の記録（広聴広報課長その他の職員の所持するものを含む）（本日、課長の所持は確認済み）（録音テープを含む）」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 15 年 12 月 19 日付けで高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、平成 16 年 1 月 5 日付けで公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同月 6 日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同月

8日付けでこれを受理した。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には故意に記載していないが、高松市職員が公務として上司の個別的指示または包括的指示により勤務時間中に作成した質疑応答の内容を記録した行政文書（いわゆる組織共用文書）を開示していない。また、公開するとした文書は、広報資料であり本件公開条例の適用除外の文書であって本件行政処分を誤っている。公開請求対象の行政文書について決定しておらず、条例の非公開事由の解釈・適用を誤っている。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 平成15年11月28日の市長定例記者会見のうち記者との質疑応答の部分の一切の記録（録音テープを含む）（非公開）について

広聴広報課長が、市長定例記者会見において記者との質疑応答内容を私物のICレコーダーに録音したのは、会見終了後に、記者との質疑応答要旨などを作成することから、備忘のためのメモ代わりに個人の便宜上、録音したものである。

また、本市が、行政文書として公開したのは、市ホームページに掲載した市長定例記者会見の会議録のうち、記者との質疑応答要旨の文書である。

また、本件録音テープは組織として活用していない上、保有していな

いことから、公開請求の対象である内容を記録した録音テープは、行政文書に該当せず、市ホームページに掲載した記者との質疑応答要旨などの文書を公開することとした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 行政文書不存在の可否について

実施機関の説明によると、市長定例記者会見において記者との質疑応答内容を録音したＩＣレコーダーは、組織内部の検討にも付されておらず、上司の命令に基づかない備忘メモであるとのことであった。

よって、本件請求内容の「録音テープ」について、実施機関の職員が組織的に用いる文書として保有するものはなかったとのことであり、この点、当該文書について、実施機関が行政文書不存在とした説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、行政資料について即時に閲覧に供すべきであったことを指摘する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 6 年 1 月 1 9 日	諮問書受理
平成 2 0 年 1 月 2 9 日	実施機関からの非公開理由書受理
平成 2 0 年 2 月 2 6 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	答申案審査
平成 2 0 年 4 月 1 4 日	答申